

**令和8年度芝生広場を活用した賑わいづくり業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 目的

播磨科学公園都市において交流人口を増やし、都市のPRや賑わいづくりを進めるため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集する。

2 募集概要

(1) 業務名

芝生広場を活用した賑わいづくり業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約委締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) スケジュール

令和8年2月12日（木）	募集要項等の公表・配布、応募・質問書の受付開始
2月17日（火）	応募登録申請書の提出期限
2月19日（木）	質問書の提出期限
2月25日（水）	質問に対する回答期限
3月4日（水）	企画提案書の提出期限
3月中旬	審査会、審査結果通知
4月1日（水）	契約締結、事業開始

3 応募資格

本案件への応募者は、次に掲げる各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 法人その他の団体または個人事業主であって、イベントの開催・運営に関する知識や経験を有し、委託事業を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して参加資格を認めることができる。）。
- (4) 前年度において法人税や法人県民税・事業税の未納がないこと。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行う場合があ

る。)

4 プロポーザルに係る手続き等

(1) 本要項及び仕様書、提出書類の交付

兵庫県のホームページからダウンロードすること。郵送による配布は行わない。

(2) 応募登録

令和8年2月17日(火)午後5時までに企画提案に応募する旨を示すこと。応募方法は電子メールの送信によるものとし、送信する際には事前に電話により申し出ること。

(3) 質疑応答

ア 提出方法

質問は質問書(様式2号)により、電子メールで送信するものに限る。件名を「芝生広場を活用した賑わいづくり業務に関する質問」とし、必ず電話で受信確認すること。

なお、電話による質疑は一切受け付けない。

イ 提出期限

令和8年2月19日(木)午後5時必着

ウ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

エ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年2月25日(水)までに、質問書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

また、質疑の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

オ その他

質問受付期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。また、評価基準の配点については質問対象外とする。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

応募書類		様式
1	応募登録申請書	様式1
2	質問書	様式2
3	企画提案書	様式3
4	誓約書	様式4
5	人員一覧表	様式5
6	事業計画書	様式6、様式6(別紙)
7	収支計算書	様式7
8	同種のイベントの開催実績	様式8
9	兵庫県内税務所が発行する「納税証明書(3)」 ※兵庫県の課税実績がない場合は誓約書	様式9

イ 受付期間・受付時間

令和8年2月12日(木)から3月4日(水)まで(土日祝日を除く)の午前9時00分から午後5時00分までとする。

ウ 提出方法

持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)かつ電子メールによる。電子メールを送付する際には、件名を「芝生広場を活用した賑わいづくり業務に関する企画提案」とし、提案書は1つのファイルに結合し、かつ、全ての提出書類を1つのフォルダにまとめること。

なお、電子メールを送付する際には事前に電話により申し出ること。

また、持参及び郵送の場合は正本1部、副本6部(コピー可)を上記イの受付期間内に必着することとし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。

エ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

5 応募者が1者である場合の措置

応募者が1者であっても、企画審査を実施する。

6 事業者の選定方法

(1) 選定の手順

ア 資格審査、申請内容の確認及び照会

応募書類提出後、事務局において資格審査等を行う。また、書類内容については、事務局から確認、照会等を行う場合がある。

イ 審査方法

播磨科学公園都市まちづくり事務所(以下「まちづくり事務所」という。)が設置するプロポーザル審査会(以下「審査会」という。)において、提出された応募書類等により、総合的に審査・選定を行う。審査会は非公開とする。

ウ 事業候補者の選定

審査会の審査結果を受け、まちづくり事務所は優先交渉権者及び協議が不調になった場合に備えて次点交渉権者を選定する。

まちづくり事務所は、この結果を速やかに公表するとともに応募者に通知する。

エ 審査の基準

事業者の審査は、審査会において審査基準に基づき、審査の項目ごとに評価し、総合的に行う。なお、必要に応じて審査に先立ち、応募者に対してプレゼンテーションや質疑応答を求めることがある。

評価項目	審査のポイント	配点
業務内容	◆実施内容 ・仕様書に沿った提案になっているか。 ・実施可能な内容になっているか。	20
	◆実施スケジュール ・実施可能な計画になっているか。	10
	◆周辺施設等との連携 ・実施可能な内容になっているか。	15
収支計画	◆収支計画の妥当性 ・イベントの実施にあたり妥当な収支計画になっているか。	10
人員配置	◆人員配置 ・実施可能な人員配置になっているか。	10
実績	◆同種のイベントの開催実績 ・同種のイベントの開催実績があるか。	15
委託料の額		5
総合評価	全体を通しての評価	15
合 計		100

(2) 審査結果の通知

ア 通知日 令和8年3月中旬頃（予定）

イ 通知方法 郵送または電子メール

7 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替いを認めない。
- (3) 提出された企画提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された企画提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意の上、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、審査会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (9) 委託事業受託者は個人情報の取扱いについて責任を負うものとし、再委託する場合についても同様とする。

8 事務局

兵庫県企業庁播磨科学公園都市まちづくり事務所

〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都 2-23-1

電話 0791-58-1115

E-mail : hkagakukouen@pref.hyogo.lg.jp